

徳島県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年五月十五日から同年九月十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ドラッグストアモリ小松島店
 所在地 小松島市江田町字腰前一八二番三ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一ツ木一四八番地の一	森 竜馬

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一ツ木一四八番地の一	森 竜馬

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和二年十二月二十四日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、四五四平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

施設の配置に関する事項	届出事項		概要	
	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	
施設の運営方法に関する事項	駐輪場	位置	五十一台	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	十五台	
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	四十四平方メートル	
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	六・九六立方メートル	
	小売業を行う者の開店時刻	小売業を行う者の開店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	
		小売業を行う者の閉店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	
		駐車場の自動	出入口の数	二箇所

	車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前零時から午後十二時まで(二十四時 間)
	荷さばき施設において荷さばきを 行うことができる時間帯		

二 届出年月日

令和二年四月二十三日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和二年五月十五日から同年九月十五日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六九
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。